年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

熊本厚生年金 事案 588 (事案 219 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、標準報酬月額を21年4月から同年12月までは210円、22年1月から同年9月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年10月10日まで

昭和21年4月1日からA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険への加入が22年10月10日になっていることに納得がいかず、申立てを行ったが、記録訂正はできないとの回答だった。

今回、依頼したC法律事務所あてにA社D支店から送られた回答書を新たに提出し再申立てするので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時の辞令書から勤務の実態は確認できるものの、A社B支店に係る資格取得日が昭和17年1月1日から22年6月2日までの間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無いこと、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらず、同僚の証言も得ることができないことなどの理由から、当委員会の決定に基づく平成21年7月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり新たな資料として提出された、後

継事業所のA社D支店が「2009 年 12 月 2 日付け」で法律事務所に送付した 回答書及び同社の現在の総務担当者の証言により、申立人が申立期間におい てA社B支店に正社員として勤務していたことが推認できる。

また、今回、申立期間以前からA社B支店に勤務していた複数の者に対して、正社員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況について聴取したところ、「申立人は事務職員であった。」、「50人から60人いた事務職員は全員正社員であり、正社員であれば年金に加入していたと思う。」、「作業員は数十人から数百人いたが、その中には正社員の者もいた。」との証言が得られた上、昭和21年4月1日に同支店の被保険者数は健康保険厚生年金保険被保険者名簿により97人いたことが確認できることから、申立期間当時、同社同支店では、事務職員及び正社員である作業員は厚生年金保険の被保険者となっていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、当時の辞令書から、昭和 21 年 4 月から同年 12 月までは 210 円、22 年 1 月から同年 9 月までは 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社D支店は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

熊本厚生年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社に平成6年3月31日まで勤務していた。申立期間についての 年金記録が漏れているため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した給与台帳並びに同社が加入しているB厚生年金基金が保管している加入員資格喪失届書により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与台帳により、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

熊本国民年金 事案 580

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、未納となっていたが、2年以内に納付しないと納付できなくなると聞き、夫の貯金から10万円を下ろして、2年分の保険料9万円余りをさかのぼって納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について未納となっていた国民年金保険料をまとめて 納付したと主張しているが、申立期間に係る保険料額は、申立人が納付した とする額と大きく相違している。

また、申立人はさかのぼって納付したのは1回だけであると説明しているところ、A市の国民年金被保険者名簿及び年金事務所の特殊台帳により、申立人は、昭和56年4月21日に、申立期間直後である54年1月分から56年3月分までの保険料を納付したことが確認でき、その金額は、申立人がさかのぼってまとめて納付したとする保険料の額とほぼ一致する上、この時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和54年4月1日から同年9月1日まで

② 昭和54年9月1日から55年2月1日まで

申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA事業所の総務事務を担当するC事業所が提出した臨時職員名簿により、申立人が、昭和54年4月1日から同年8月31日までA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和37年11月1日から38年4月2日までの期間と46年4月1日からの期間であり、この終期はオンライン記録では不明であるものの、日本年金機構は「事業所名簿に日付は記載されていないが、全喪を表す「全」と記載されており、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から推認すると、少なくとも申立期間においては既に適用事業所ではなかったと思われる。」と回答していることから、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

また、C事業所は、前述の臨時職員名簿以外の当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、申立人がA事業所に一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚も、 申立期間において勤務していたことは証言しているものの、同部署において 厚生年金保険被保険者の資格を取得していた事実は確認できない。 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がD事業所に勤務していたことは確認できる。

なお、申立人はB事業所に勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、この名称での適用事業所は確認できない上、雇用保険の加入記録では、申立期間について、D事業所で資格を取得しており、同事業所は「厚生年金保険及び雇用保険は各部署で適用を受けており、両保険の適用事業所名は同一であったはずである。」と回答していることから、申立事業所はD事業所であったと考えられる。

しかしながら、オンライン記録により、D事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年8月1日であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、D事業所は各部署ごとに適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっているのは5事業所であるが、オンライン記録により、どの事業所においても申立人の氏名を確認することができない。

さらに、申立人は、D事業所における同僚の名前を記憶しておらず、職員 についても姓のみしか記憶していないため、個人を特定することができず、 証言を得られない。

加えて、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。